

美里町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和3年3月4日

美里町監査委員 相馬 光喜

美里町監査委員 櫻井 功紀

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

定期監査（令和2年度会計）

3 監査の対象

- (1) 契約
- (2) 補助金の交付

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 契約

- ① 決裁権者が適切に承認しているか。
- ② 随意契約を採用している場合、その理由が合理的であるか。
- ③ 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。
- ④ 予定価格が漏洩しないための必要な措置が取られているか。
- ⑤ 受注者の決定がルールに従ったものになっているか。
- ⑥ 契約保証金を免除している場合、その理由は適正であるか。
- ⑦ 業務等が契約書及び仕様書に基づいて行われているか。

(2) 補助金の交付

- ① 補助の内容と事業の目的・目標に齟齬がないか、また、過大なものとなっていないか。
- ② 補助金交付申請の内容を精査の上、適切に支出負担を行っているか。
- ③ 交付要綱に沿った補助内容になっているか。

5 監査の実施内容

令和3年2月3日及び2月4日の2日間、本庁舎議員控室、南郷庁舎庁議室等において関係書類の提出を求め、疑義が生じた点は関係職員に質問した。

6 監査等の結果

1 から 5 まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次の（1）に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

（1）契約

- ① 契約においては随意契約が多数占められているが、自治体契約は一般競争入札が基本であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 で随意契約によることができる場合が規定されている。

本監査において、随意契約により締結された契約事務の中で、随意契約とした理由が提出書類に明記されていないものが確認された。

契約を随意契約により締結する場合は、その理由を記した書類を添付する等、関係法令のどの規定に基づくかを明確にすること。

- ② 契約業務に係る事務フローにおいては、契約と同時に消費税法に規定する課税事業者か免税事業者かの届出書を提出させることとしている。

本監査において、届出書が提出されていない事例が確認された。令和 5 年 10 月 1 日から本格的に適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることを踏まえ、届出書を提出させることを徹底すること。

（2）補助金の交付

補助金の交付事務は適正に行われているものと認められる。

なお、国の持続化給付金の不正受給が全国的に発生している状況に鑑み、不正受給防止の観点から交付後のサンプル調査等で追跡確認することを望むものである。